

(平成25年6月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

厚生年金関係 9 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年4月1日から10年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、8年4月から同年7月までは44万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は44万円、同年12月から9年3月までは41万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月から10年7月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年4月1日から11年1月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低く記録されている。給与明細書、平成10年分給与所得の源泉徴収票の写し及び預金通帳の写しを提出するので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年4月から9年5月までの標準報酬月額及び同年7月から10年7月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額

から、8年4月から同年7月までは44万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は44万円、同年12月から9年3月までは41万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年7月から10年7月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年6月の標準報酬月額については、給与明細書は無いものの、申立人の所持する給与振込口座の預金通帳に記録されている給与振込額及びその前後の給与明細書から、44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年8月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人が提出した同年9月から同年12月までに係る給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額以下であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、平成8年4月から10年7月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月16日から50年1月16日まで  
昭和44年11月17日から平成12年2月15日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所からの通知によって、同社のグループ会社であるC社（現在は、D社）に転勤するまでの申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職証明書、E健康保険組合の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年1月16日に、A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年11月の社会保険事務所（当時）の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が昭和49年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出が行

われていたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和48年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月16日から同年6月16日まで  
A社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支社に転勤した申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職証明書、D健康保険組合の加入記録、雇用保険被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年5月16日に、同社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社が保管するA社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人は、昭和48年6月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出が行われていたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和48年7月26日から同年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和49年8月20日から同年8月21日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年8月21日に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年7月26日から同年10月1日まで  
② 昭和49年8月20日から同年8月21日まで

私は、昭和48年3月26日から51年9月14日まで、継続してA社及び関連会社に勤務しており、途中で辞めたことは無い。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社及び関連会社に継続して勤務し（A社からB社に転籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は昭和48年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人がA社及び関連会社に継続して勤務（昭和49年8月21日に、B社からA社に転籍）していたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を、昭和49年8月21日に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで  
私は、昭和33年4月1日にC社に入社した後、A社に異動となり、43年3月11日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及び関連会社のC社に勤務した同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立期間においても勤務していたと認められる同僚が10人以上いることから、同社は当時の厚生年金保険法に定め

る適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA社における資格取得時（昭和 35 年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8442

### 第1 委員会の結論

申立期間に係る標準賞与額の記録については、9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 20 日  
私が勤務しているA社における申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。  
調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額については、申立人が所持している賞与明細書、事業主が保管している源泉徴収簿兼賃金台帳及びB市が保管している課税基本台帳から9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで  
私は、昭和43年3月から平成17年3月まで、継続してCグループに勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及びD健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立てに係るグループ会社の福利厚生部門を一括管理しているF共済会の回答及び雇用保険の記録から、昭和47年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、F共済会は不明としているが、B社提出の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和47年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和23年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月22日から同年10月1日まで  
私の夫は、昭和23年4月1日にA社（後にC社）に入社し、61年1月31日に退職するまで継続して勤務した。年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が提出した申立人に係る人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社からC社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の回答及びC社D支店が昭和23年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから判断すると、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年8月の申立人のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、2,400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月頃から 47 年 7 月頃まで

私は、申立期間において、A社でB業務をしていた。私が記憶する同僚二人には、同社に係る厚生年金保険の記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、自身と同様にB業務だったと記憶する同僚の中には、A社における厚生年金保険の記録が無い者が複数存在することから、当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社は既に解散しており、当時の代表取締役等に照会したものの、回答が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8446 (事案 7471 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月1日から30年10月1日まで  
② 昭和31年1月23日から同年10月1日まで  
③ 昭和51年8月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、申立期間①及び②は標準報酬月額1万6,000円となっているが、当時の給与額は毎年昇給していたことから、標準報酬月額が直前のものより減額になるとは考えられないので、1万8,000円であったはずであり、また、申立期間③は、標準報酬月額の上限額である32万円となると、28万円として記録されているので、申立期間①から③までの標準報酬月額の記録を訂正してほしいと申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料として、A社から提供された、給与歴記載の人事台帳及び厚生年金保険被保険者資格取得届、同喪失届等(以下「資格得喪届等」という。)の資料を提出する。

再度審議を行い、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立期間①及び②については、同僚の当該期間に係る標準報酬月額を調査したところ、複数の者についても申立人と同様に当該期間に係る標準報酬月額が直前の標準報酬月額と比較して減額となっており、申立人の標準報酬月額のみが、同僚と相違して減額となっている状況は見当たらない。

また、申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び

申立人の厚生年金保険被保険者台帳を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な記載は無く、オンライン記録とも一致している。

申立期間③について、申立人の標準報酬月額は、昭和 51 年 8 月の標準報酬月額上限の法改正に伴い当該期間の直前の 20 万円から 28 万円に増額されており、その後の同年 10 月の定時決定では上限額の 32 万円に増額改定されており、申立人と同年代の 5 名の同僚についても、申立人と同様の改定が行われていることから、標準報酬月額の改定に関する社会保険事務所（当時）の一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 24 年 1 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、A 社から申立人に提供された、給与歴記載の人事台帳及び資格得喪届等の資料を提出しているが、給与歴記載の人事台帳からは申立人の申立期間①から③までに係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができず、資格得喪届等の資料は当該期間に係るものではないことから、これらは年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、口頭意見陳述において、申立人は、平成 22 年 6 月に日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」を提出し、当該「ねんきん定期便」に記載された申立期間ではない期間も含めた自身の標準報酬月額の変遷及び標準報酬月額の訂正の内容に疑問がある旨述べているところ、当該「ねんきん定期便」は年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、当委員会においては申立期間ではない期間については調査及び審議は行われていない。

このほかに年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで  
私は、昭和 28 年 9 月 1 日から 35 年 3 月 31 日までの期間において、A社で、B職として勤務していた。  
しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。  
当時、A社では、閑散期になるとC職を一旦退職させ、再度、雇い入れることがあったので、その際に私の記録を誤ったのではないか。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 9 月 1 日にA社に入社し、35 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった上、複数の者が、「申立人は、しばらく出勤していない期間があったと思う。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立期間及びその前後の期間において、申立人と同様、A社において被保険者資格を喪失した後、再度同資格を取得している者が複数いることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における、申立人の資格取得日及び資格喪失日は、いずれもオンライン記録と一致している。

加えて、A社は、「当時の資料は残っていない。」としており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も

申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで  
私は、申立期間において、A社にB職として勤務していた。ところが、年金記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社で撮影された写真及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している申立人と同じ仕事内容であったとする同僚6名のうち2名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらない上、当該被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無い。

また、申立人及び上記被保険者名簿に記録がある同僚のうち1名は、「A社には試用期間があり、成績等により会社が正社員にする時期を決めていたので、個人によってその期間は異なっていた。厚生年金保険に加入するのは、正社員になってからだった。また、従業員数は10名ぐらいだったと思う。」と述べているところ、申立期間におけるA社の被保険者数は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、3名から5名であったことが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほ

か、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8449

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
私は、昭和 49 年 5 月 1 日にA社B店に入社し、同社本店に研修として1か月ぐらい勤務した後、同社B店に戻り、同年9月30日に退職した。ところが、年金記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している複数の同僚の被保険者記録が確認できる上、同社は、これらの同僚のうち2名が同社B店に勤務していたと回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社B店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「以前は、従業員の中には厚生年金保険に加入させていない者もいた。前の社長が亡くなった昭和60年より前の資料は保管していない。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間当時の従業員数は60名から70名だったと記憶している。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立期間当時のA社の厚生年金保険の被保険者数は40名から46名であったことが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚のうち1名は、上記被保険者名簿に名前が見当たらない上、当該被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8450（事案 5442 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 8 月 9 日から 46 年 12 月末まで A 社に勤務していたにもかかわらず申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと、年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）に申立てを行ったが、「記録を訂正する必要は認められない。」との回答であった。

しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは理解できないので、今回、新たに当時の写真及び失業保険被保険者証を提出するので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A 社に継続して勤務していたと述べているが、同社は「申立人については不明。」と回答している上、当時の社会保険事務担当者及び給与事務担当者は死亡又は連絡先が不明なため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で連絡先の判明した元社員 12 名に文書照会したところ、回答のあった 5 名のうち 2 名は申立人を記憶しているものの、勤務期間は不明と供述していること、申立人が申立期間において交代で勤務していたとして名前を挙げた同僚は、昭和 39 年 5 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、既に死亡しているため供述を得られず、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できないことなどから、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会の決定に基づく平成 23 年 3 月 24 日付け年金記録の訂正

は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、A社に勤務していた時の社員旅行の写真を提出しているものの、日付が記載されていないため、当該写真をもって申立人が申立期間に同社に勤務していたとまでは認められない。

また、申立人は、A社を退職した時に手交されたとする申立期間より後の昭和40年3月31日に交付された失業保険被保険者証を基に調査してほしいとしているところ、管轄公共職業安定所は、「失業保険被保険者証に記載されている被保険者番号に係る記録の中には、申立期間に係る申立人の加入記録は確認できない。」と回答している。

これらは年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8451

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月24日から28年11月1日まで  
私は、申立期間において、A社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場において、申立期間に厚生年金保険の被保険者であった同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料が無いため、勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の上司及び同僚とする者のうち、申立期間におけるA社B工場の厚生年金保険被保険者記録が無い者が複数確認できることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがえる。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間における保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から37年4月10日まで  
私が勤務していたA社はB社（現在は、C社）に合併され、その後、私は、昭和30年7月から同社D営業所に異動し、所長として勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額があまりにも低額で、3年間も同額の時期があるのはおかしいので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、C社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる社員名簿、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額は不明と回答している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人の生年前後3年以内の者を19人抽出して検証したところ、申立期間において、標準報酬月額が3年間にわたり同額である被保険者が7人確認できる上、申立人の標準報酬月額と同額又は下回る被保険者が13人確認できることから、申立期間における申立人の標準報酬月額が低額であり、その推移が不自然であるとまでは言えない。

さらに、当該被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の標準報酬月額は、遡って減額訂正されている等の事務処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 3 日から 61 年 8 月頃まで  
私は、申立期間にA社に勤務していたが、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、申立人は、A社の当時の事業主を覚えていない上、同社に係る商業登記の記録が確認できないことから、当時の事業主に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、「私は、A社に勤務していたが、アルバイトだったので、厚生年金保険に加入していないと思う。ほかの人ほとんどアルバイト又はパートだったので、申立人も厚生年金保険には加入していないのではないかと思う。」と述べているところ、申立人は、「A社では、勤務していたのはほとんどが女性でアルバイトかパート勤務だった。私もアルバイト又はパートだった。」と述べている。

加えて、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、申立期間のうち、昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人

の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。